

監査公表第6号

令和4年6月2日

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（大津島巡航株式会社）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和4年4月14日に決定、同日議長及び市長に提出し、令和4年6月2日に議会報告されています。）

大津島巡航株式会社に対する監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査及び出資団体監査）

(2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等を行っている団体のうちから、大津島巡航株式会社（以下「大津島巡航」という。）を選定し、関係する本市主管課である都市整備部公共交通対策課及び産業振興部商工振興課も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

① 大津島巡航関係

ア 監査対象事務

出納その他の事務

イ 監査対象事業年度

第67期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）

② 本市主管課関係

大津島巡航に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び監査対象事業年度における大津島巡航に対する予算執行

(3) 監査の実施期間

令和4年1月11日から令和4年4月14日まで

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、当該法人の事業が出資の目的に沿って適切に運営されているか、補助金の交付目的に沿って適正に支出されているか、所管部署の当該出資及び補助金等に係る事務手続が適切に行われているかを主眼とし、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(5) 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

（大津島巡航関係）

① 出資関係

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- イ 設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。

② 補助金等関係

- ア 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ウ 損失補償に係る借入金の返済状況は適切か。

(本市主管課関係)

① 出資関係

- ア 株式は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- イ 株券の保管は良好か。
- ウ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導を行っているか。

② 補助金等関係

- ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- イ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- ウ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。

2 大津島巡航の概要

(1) 設立年月日

昭和 30 年 10 月 11 日

(2) 設立目的 (定款第 2 条)

当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- ・ 旅客、車両及び荷物の海上運送
- ・ 上記に附帯関連する一切の業務

(3) 本店所在地 (商業登記)

周南市築港町 9 番 1 号

(4) 組織 (令和3年11月22日現在)

- ① 取締役 4名 (代表取締役社長：周南市長、取締役専務：常勤)
- ② 監査役 2名 (非常勤)
- ③ 事務員 4名 (うち継続雇用1名)
- ④ 船舶乗組員 10名

(5) 事業年度 (定款第27条)

毎年10月1日から翌年9月30日まで

(6) 事業概要

① 事業内容

大津島巡航は、海上運送法の船舶運航事業者として、「大津島～徳山」航路の自動車航送をする一般旅客定期航路事業の事業者免許 (免許番号中国第443号) を有し、次表のとおり保有船舶3隻 (内、予備船 (借用船) 1隻) と本店及び馬島営業所によって、旅客、貨物、車輛等の当該航路事業を経営している。

保有船舶の内訳

船名	種類	船質	使用開始年月	総トン数	自動車航送台数	旅客定数	主機関の種類	航海速度
フェリー新大津島	汽船	鋼	平成16年4月	145.0トン	普通自動車6台 又は大型車1台	200人	ディーゼル	11.3ノット
鼓海Ⅱ	汽船	軽合金製V型 軽構造	平成19年4月	59.0トン	—	150人	ディーゼル	20.0ノット
金比羅丸	汽船	F R P	平成31年1月	19.0トン	—	61人	ディーゼル	20.0ノット

(注) 金比羅丸は借用船であり、予備船として使用されている。

② 事業航路

大津島～徳山航路を「フェリー新大津島」及び旅客船「鼓海Ⅱ」の2隻体制で、通常運航として毎日7便、正月運航として3便を運航している。

③ 利用状況

直近 10 期の利用状況は次のとおりである。

利用状況の推移

区分	単位	[58期]	[59期]	[60期]	[61期]	[62期]	[63期]	[64期]	[65期]	[66期]	[67期]	
		H23.10.1~H24.9.30	H24.10.1~H25.9.30	H25.10.1~H26.9.30	H26.10.1~H27.9.30	H27.10.1~H28.9.30	H28.10.1~H29.9.30	H29.10.1~H30.9.30	H30.10.1~R1.9.30	R1.10.1~R2.9.30	R2.10.1~R3.9.30	
船客運賃	人	94,445	100,241	93,067	90,341	79,985	78,775	76,543	82,343	54,069	49,191	
	円	60,125,053	63,756,768	58,117,595	56,631,023	49,947,718	49,210,402	47,595,421	49,278,507	32,446,890	31,314,214	
内訳	船車券	人	1,177	1,290	1,179	1,180	1,301	1,281	983	1,566	949	2,172
		円	708,209	790,686	710,117	707,836	754,983	735,686	717,040	681,225	392,018	1,301,254
	普通券	人	60,045	61,575	56,579	55,220	48,244	48,753	49,059	53,298	35,886	31,156
		円	38,156,445	39,029,839	35,681,649	35,103,536	30,713,552	31,026,161	30,705,741	31,834,734	22,475,251	19,819,008
	団体券	人	10,069	10,836	13,629	13,956	12,835	12,112	10,222	10,209	3,624	3,113
		円	6,043,726	6,495,097	7,476,048	7,680,793	6,905,243	6,515,823	5,470,091	5,409,167	671,282	1,848,528
	回数券	人	23,155	26,540	21,680	19,985	17,605	16,630	16,280	17,270	13,610	12,750
		円	15,216,673	17,441,146	14,249,781	13,138,858	11,573,940	10,932,732	10,702,549	11,353,381	8,908,339	8,345,424
	定期船客運賃	人	19,650	18,550	16,600	15,100	13,500	11,600	11,250	13,750	11,600	10,700
		円	8,658,497	8,579,627	7,776,923	7,036,899	6,255,910	5,443,368	5,325,053	6,508,425	5,466,848	5,042,696
手荷物運賃	個	840	950	809	674	577	518	652	665	536	512	
	円	271,126	312,219	248,707	208,092	176,658	153,083	187,967	214,165	160,519	159,523	
小荷物運賃	個	5,252	5,241	4,516	4,123	3,866	3,592	3,395	3,536	3,314	3,234	
	円	900,785	877,777	748,739	683,837	643,563	604,649	569,039	590,631	533,165	521,196	
自動車航送運賃	台	4,538	5,189	3,568	3,808	3,185	3,185	3,564	4,378	2,962	2,707	
	円	19,275,645	22,662,781	14,911,777	16,166,140	13,356,204	13,202,351	14,292,426	15,538,983	11,908,046	10,860,702	
内訳	普通券	台	3,588	3,939	2,808	3,058	2,455	2,455	2,724	3,448	2,202	1,927
		円	14,139,639	16,292,949	10,957,435	12,287,706	9,554,994	9,461,880	10,037,234	11,087,769	8,125,498	7,017,334
	回数券	台	950	1,250	760	705	730	730	840	930	760	780
		円	5,136,006	6,369,832	3,954,342	3,878,434	3,801,210	3,740,471	4,255,192	4,451,214	3,782,548	3,843,368
貨物運賃	トン	72	67	58	53	51	47	42	36	27	21	
	円	1,432,058	1,328,488	1,132,485	1,022,748	967,487	862,572	784,293	700,947	527,791	410,406	
郵便航送料	袋	2,790	2,651	32	2,280	2,324	2,240	2,094	1,780	1,865	1,586	
	円	467,472	439,475	464,900	416,326	429,469	408,041	392,698	330,771	342,457	300,535	
収入額合計	円	91,130,636	97,957,135	83,401,126	82,165,065	71,777,009	69,884,466	69,146,897	73,162,429	51,385,716	48,609,272	

(注) 各期の下は事業期間を表している。

3 本市からの財政援助等

(1) 出資

本市は、大津島巡航が本土と大津島を結ぶ唯一の公共交通機関であることから、島民の生活交通を確保するため、大津島巡航の経営の安定化を目的に、13,700,000 円を出資しており、出資割合は 84.0% となっている。

(2) 補助金

① 離島航路運営費補助金

大津島巡航には、各期の欠損額に対して翌期に、離島航路整備法に基づく離島航路運営費等補助金（以下「国補助金」という。）が国から直接交付されているが、本市も離島航路を維持し、離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上を図るため、周南市離島航路補助金交付要綱を定め、国の補助対象経費から国補助金を控除した額等を周南市離島航路運営費補助金（以下「本市補助金」という。）として交付している。

本市補助金については、国の補助対象外経費分を除き、山口県離島航路補助金（以下「県補助金」という。）が充てられている。

② 中小企業退職金共済掛金補助金

中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図るため、周南市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱により、退職金共済制度において定める掛金の一部を退職共済契約締結後1年間に限り、月額500円を限度に掛金の10分の1を中小企業者に補助するものである。

(3) 損失補償

大津島巡航の運転資金を確保し、安定した事業運営を支援するために、大津島巡航が金融機関から融資を受け、その融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関に損失を被らせた場合、本市が借入元利償還金に相当する金額を補償することを目的に債務負担行為が設定されている。

(4) その他

① 運賃助成事業委託料

大津島地区の高齢者が航路を利用する際の運賃の一部を、周南市離島高齢者航路運賃助成事業要綱を制定し助成している。助成は利用券による現物給付とし、助成した運賃相当額を委託料として、大津島巡航に支払うものである。

4 監査の結果

(1) 大津島巡航関係

① 決算の承認

大津島巡航第67期決算についての事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書は、監査役の監査を受けた上で、令和3年11月22日に開催された取締役会で承認され、同日開催の定時株主総会で報告、承認されていた。

② 経営状況を説明する書類

地方自治法第221条第3項及び同法施行令第152条第1項第2号の規定により、大津島巡航の第67期についての事業の計画及び決算に関する書類を市長に提出しなければならないが、大津島巡航の第67期についての関係書類は提出されていた。

③ 経営成績等

大津島巡航第67期の貸借対照表及び損益計算書は次表のとおりである。

貸借対照表

令和3年9月30日現在

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	27,711,531	流動負債	157,658,799
現金及び預金	18,105,229	短期借入金	150,000,000
貯蔵品	1,358,250	未払金	7,018,099
前払費用	3,495,308	預り金	454,300
仮払金	390	借受金	3,900
未収入金	509,675	未払法人税等	182,500
未収税金	4,242,679		
		負債の部合計	157,658,799
固定資産	1,881,982	資本の部	
船舶	4	資本金	16,300,000
車輜運搬具	64,471	利益準備金	12,000
構築物	334,469	繰越利益剰余金	△ 144,377,286
建物	1,306,088		
電話加入権	176,950		
		資本の部合計	△ 128,065,286
合計	29,593,513	合計	29,593,513

(注) 本表は大津島巡航第67期事業報告書の数値を掲載している。

損益計算書

自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
海運業収益		一般管理費	
旅客運賃	31,314,214	役員報酬	2,520,000
定期旅客運賃	5,042,696	従業員給与手当	21,842,107
手荷物運賃	159,523	福利厚生費	4,242,265
小荷物運賃	521,196	弔慰退職金	236,000
自動車航送運賃	10,860,702	旅 費	2,509
貨物運賃	410,406	通信費	161,203
郵便航送料	300,535	会議費	5,600
運航雑収入	1,820	負担金	331,300
営業雑収入	1,643,934	公租公課	85,924
合 計	50,255,026	減価償却費	369,105
		保 險 料	100,403
海運業費用		消 耗 品 費	312,298
傷害保険料	814,800	新聞図書費	61,827
旅客歩金	158,542	光熱水道費	156,259
旅客雑費	122,674	修繕費	912,509
自動車航送取扱費	179,303	不動産賃借料	166,184
貨物費	23,400	雑 費	1,766,267
燃料潤滑油費	45,757,990	合 計	33,271,760
養缶水費	172,595		
水先及びけい留料等	76,738	営業損失	166,113,381
代理店手数料	6,141,201		
船員費	90,873,052	営業外収益	
船舶消耗品費	1,428,112	航路補助金	158,675,168
船舶修繕費	29,148,160		
船費雑費	755,741	営業外費用	
船舶保険料	2,084,485	支払利息	3,121,578
船舶税金	98,705		
減価償却費	1,903,456	特別損失	
航路附属施設費	1,133,571	固定資産除却損	788,277
賃借料	2,000,000		
運航雑費	224,122	法人税住民税事業税	182,500
合 計	183,096,647	当期利益	△ 11,530,568
海運業損失	132,841,621	前期繰越損失	132,846,718
		当期未処理損失	144,377,286

(注) 本表は大津島巡航第67期事業報告書の数値を掲載している。

第 67 期の当期損失は 11,530,568 円となっているが、前述のとおり、国及び本市補助金は前期の損失分に対して翌期に交付されるため、当期損失から国及び本市補助金 158,675,168 円を控除した額 170,205,736 円が当期に新たに発生した欠損額である。基本的に、当該欠損額は翌期で補てんされるが、船舶以外の減価償却費や船舶の残存価格が 1 割に達して以降の減価償却費、固定資産除却損は補助対象外となっているので、当該経費は現金支出を伴わない経費であるが、欠損として累積化していることになる。

直近 5 期の経営成績は次表のとおりであるが、特に第 66 期及び第 67 期については、運賃等海運収益の減収を主要因として、航路補助金を除いた当期損失は 160,000,000 円を超えている。

収益及び費用の推移

(単位 円)

区分	[63期]	[64期]	[65期]	[66期]	[67期]
	H28. 10. 1~H29. 9. 30	H29. 10. 1~H30. 9. 30	H30. 10. 1~R1. 9. 30	R1. 10. 1~R2. 9. 30	R2. 10. 1~R3. 9. 30
海運業収益①	71,344,606	81,459,943	76,323,805	56,513,357	50,255,026
海運業費用②	189,959,252	208,882,230	199,930,163	178,977,960	183,096,647
海運業損益①-②=③	△ 118,614,646	△ 127,422,287	△ 123,606,358	△ 122,464,603	△ 132,841,621
一般管理費④	27,786,119	47,768,079	25,960,774	34,509,939	33,271,760
営業損益③-④=⑤	△ 146,400,765	△ 175,190,366	△ 149,567,132	△ 156,974,542	△ 166,113,381
営業外収益⑥	143,287,456	147,893,340	177,304,517	152,949,283	158,675,168
営業外費用⑦	3,254,956	3,330,008	3,430,653	3,065,846	3,121,578
経常損益⑤+⑥-⑦=⑧	△ 6,368,265	△ 30,627,034	24,306,732	△ 7,091,105	△ 10,559,791
特別損益⑨	0	0	△ 3,041,354	△ 1	△ 788,277
法人税住民税事業税⑩	182,500	182,500	182,500	182,500	182,500
当期損益⑧+⑨-⑩	△ 6,550,765	△ 30,809,534	21,082,878	△ 7,273,606	△ 11,530,568
当期損益 (航路補助金を除く)	△ 149,838,221	△ 178,702,874	△ 156,221,639	△ 160,222,889	△ 170,205,736

(注) 各期の下は事業期間を表している。

特別損益は各期とも固定資産除却損による。

大津島地区の人口や同地区に存する主要公共施設の利用者数をみると次表のとおりで、コロナ禍による主要公共施設の利用者数の減少が、運賃等海運業収益の減収につながっているものと考えられる。

大津島地区の人口・世帯数及び主要施設利用者数の推移

(単位：人、世帯)

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人口		373	363	342	317	293	278	257	236	227	213
世帯数		229	227	218	208	199	191	183	172	166	158
主要施設	回天記念館	13,196	14,771	14,656	15,354	16,690	12,166	13,891	12,999	12,446	8,419
	大津島ふれあいセンター	3,566	3,402	5,134	4,909	4,895	4,088	4,385	4,063	3,789	1,238
	刈尾海水浴場	1,400	884	1,437	609	—	—	—	—	—	—
	大津島海の郷	—	—	1,736	1,985	2,078	2,237	2,572	2,627	2,506	702
	計	18,162	19,057	22,963	22,857	23,663	18,491	20,848	19,689	18,741	10,359

(注) 人口及び世帯数は年度末の、その他は年度中の利用者数である。

④ 経理事務

ア 経理一般について

経理事務については、毎月、貸借対照表及び損益計算書が作成されており、総勘定元帳月別残高と照合したところ、おおむね適正に処理されていた。

また、入金・出金・振替伝票等を抽出検査し、総勘定元帳と照合したところ、おおむね適正に処理されていた。

イ 流動資産の現金預金について

総勘定元帳の現金残高は 110,121 円で、小口現金残高は 479,000 円となっており、月次貸借対照表と一致していた。

また、総勘定元帳の普通預金残高は 3,903,964 円で、当座預金残高は 13,612,144 円となっており、金融機関の発行する残高証明書の普通預金及び当座預金の残額と一致していた。

これらの合計額は 18,105,229 円で貸借対照表の現金預金と一致していた。

ウ 固定資産について

有形固定資産は定額法で減価償却されており、総勘定元帳の各勘定の残高の合計額及び資産別固定資産減価償却内訳表と一致していた。

なお、船舶は当期（第 67 期）で減価償却を終了していた。

エ 流動負債の短期借入金について

第 67 期に係る運転資金である金融機関からの短期借入金の借入返済状況は、次表のとおりである。

第67期における短期借入金の借入返済状況

借入金額 (円)	始期	終期	借入残高 (円)
(前期繰越)			150,000,000
10,000,000	R1. 10. 25	R3. 5. 31	160,000,000
10,000,000	R1. 12. 25	R3. 5. 31	170,000,000
10,000,000	R2. 1. 24	R3. 5. 31	180,000,000
10,000,000	R2. 2. 25	R3. 5. 31	190,000,000
20,000,000	R2. 4. 30	R3. 5. 31	210,000,000
△ 150,000,000	(R2. 5返済)		60,000,000
10,000,000	R2. 5. 25	R3. 5. 31	70,000,000
40,000,000	R2. 6. 25	R3. 5. 31	110,000,000
10,000,000	R2. 7. 22	R3. 5. 31	120,000,000
10,000,000	R2. 8. 25	R3. 5. 31	130,000,000
10,000,000	R2. 9. 25	R3. 5. 31	140,000,000
10,000,000	R2. 10. 23	R4. 5. 31	150,000,000
20,000,000	R2. 11. 25	R4. 5. 31	170,000,000
10,000,000	R2. 12. 25	R4. 5. 31	180,000,000
10,000,000	R3. 1. 25	R4. 5. 31	190,000,000
10,000,000	R3. 2. 25	R4. 5. 31	200,000,000
△ 140,000,000	(R3. 5返済)		60,000,000
10,000,000	R3. 5. 25	R4. 5. 31	70,000,000
20,000,000	R3. 6. 25	R4. 5. 31	90,000,000
40,000,000	R3. 7. 21	R4. 5. 31	130,000,000
10,000,000	R3. 8. 25	R4. 5. 31	140,000,000
10,000,000	R3. 9. 24	R4. 5. 31	150,000,000

(注) 「終期」は、借入時における返済予定時期である。

短期借入金は翌期の 5 月末を返済期限として借り入れられており、その返済は国及び本市補助金が充てられている。

第 67 期においては、令和 3 年 3 月 26 日に国補助金 61,101,772 円を、5 月 14 日に本市補助金 97,573,396 円を収入し、同日第 66 期に借り入れた 140,000,000 円が返済されていた。

また、第 67 期中に借り入れた 150,000,000 円は貸借対照表の流動負債の短期借入金と一致していた。

⑤ 指摘事項

上記のとおり監査した限りにおいて、大津島巡航の事務は、財政援助等の目的に沿って行われており、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

⑥ 意見・要望事項

ア 前回の監査において、経理事務に関する規程等の整備と契約事務手続きの見直しを要望している。令和 4 年度中に整備、検討されるとのことであるが、整備、検討状況を報告されたい。

イ 前期に借り入れた短期借入金の返済は、国及び本市補助金を財源とし、翌期の 5 月に一括して返済されているが、国補助金は 3 月に交付されている。より詳細な資金繰り計画により、直ちにこれを短期借入金の返済の一部に充てることで、支払利息が圧縮できないか検討されたい。

(2) 本市主管課関係

① 出資状況

ア 大津島巡航に対する地方自治法第 238 条第 1 項に規定する株式 13,700,000 円は、令和 2 年度歳入歳出決算書の財産に関する調書（1 公有財産(6)有価証券）に登載されていた。

イ 有価証券（株式）は、周南市公有財産管理規則第 28 条に規定されている公有財産台帳に登載されていた。

ウ 周南市公有財産管理規則第 27 条の規定により、公共交通対策課長から会計管理者に保管依頼された株券は、会計課の保管有価証券整理簿に登載され金庫に保管されていた。

エ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び同法施行令第 173 条第 1 項の規定により、毎事業年度、大津島巡航の経営状況を説明する書類を議会に提出しなければならないが、第 67 期の事業計画は令和 2 年 12 月市議会定例会へ、決算に関する書類は令和 3 年 12 月市議会定例会へ提出されていた。

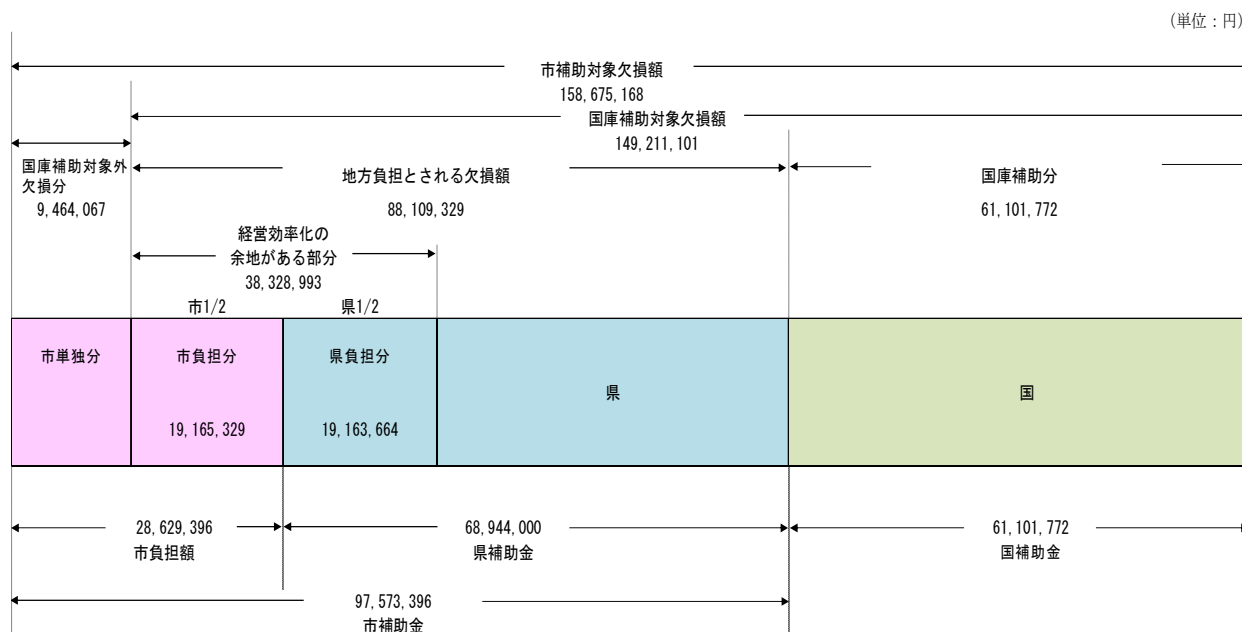
② 本市補助金の状況

大津島巡航第 67 期中の令和 3 年 5 月に、第 66 期（令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日）の損失額に対し、本市令和 3 年度一般会計から本市補助金 97,573,396 円が支出されていた。

令和 3 年度の本市補助金の財源のうち県補助金は 68,944,000 円で、市負担分が 28,629,396 円である。なお、国補助金は、令和 3 年 3 月に 61,101,772 円が直接大津島巡航に交付されており、国・県・市を合わせると 158,675,168 円になる。

これらを図示すると次のとおりである。

第67期に係る離島航路運営費補助金について



③ 中小企業退職金共済掛金補助金の状況

大津島巡航第67期中の令和3年2月に補助対象2名分8,500円の補助申請を受け付け、審査の上同月補助決定を行い、3月に交付していた。

④ 損失補償の状況

大津島巡航第67期中の損失補償に係る債務負担行為は、平成28年度に設定し、期間を令和2年度までとした「220,000千円を限度として借り入れた元利金に相当する金額」を限度とするものと、令和3年度に設定し、期間を令和4年度までとした「250,000千円を限度として借り入れた元利金に相当する金額」を限度とするものがあり、それぞれ令和2年度及び令和3年度当初予算の債務負担行為に関する調書で確認した。なお、本市と金融機関との間で、大津島巡航の借入金に係る損失補償契約は締結されていなかった。

⑤ 運賃助成事業委託料の状況

大津島巡航第 67 期中の実績は次のとおりで、本市の令和 2 年度及び 3 年度の一般会計から合計 1,504,080 円支出されていた。

(単位：人、円)

	利用月	延べ利用者数	委託料
令和 2 年度	令2年10月	180	129,600
	令2年11月	101	72,720
	令2年12月	109	78,480
	令3年 1月	44	31,680
	令3年 2月	50	36,000
	令3年 3月	38	27,360
	計	522	375,840
令和 3 年度	令3年 4月	269	193,680
	令3年 5月	309	222,480
	令3年 6月	357	257,040
	令3年 7月	282	203,040
	令3年 8月	188	135,360
	令3年 9月	162	116,640
	計	1,567	1,128,240
	合計	2,089	1,504,080

⑥ 指摘事項

次の事項を除き、おおむね適正に処理されていた。なお、軽微な事項については文書で通知した。

ア 令和 2 年度当初予算の債務負担行為に関する調書に、平成 28 年度に設定し、期間を令和 2 年度までとする債務負担行為が記載されているが、平成 28 年度に金融機関と損失補償契約が締結されていないので、平成 29 年度以降については債務負担行為としての効力はない。

また、令和 3 年度当初予算で、大津島巡航の借入ごとに損失補償するとの考えから、設定期間を令和 4 年度までの 2 年間とする債務負担行為が設定されている。

しかし、10 頁「第 67 期における短期借入金の借入返済状況」から推察すると、令和 3 年 10 月から本年 3 月に借り入れたものは令和 5 年 5 月に返済することになり、借入期間が 3 年度にわたることから、令和 3 年度設定の債務負担行為では損失補償契約を締結することはできないものとする。

また、従前より、本市は大津島巡航が運転資金を借り入れた金融機関と損失補償契約を締結されたことはなく、大津島巡航も借入に際して担保を提供されず、金融機関の求めに応じて、毎年度、債務負担行為に係る議決証明書を提出してい

るとのことである。しかしながら、本市としては後年度にわたる損失補償契約を締結するために予算として債務負担行為を設定しているものであり、当該債務負担行為の設定だけでは本市が損失補償することにならないことを大津島巡航の借入先の金融機関に対して説明し、適切な措置を講じられたい。

なお、結果的に、本市は大津島巡航の借入金に対して損失補償を行っていないことになることから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）による健全化判断比率のうち将来負担比率の算定に影響があることに留意されたい。

⑦ 意見・要望事項

ア 本市補助金は前述のとおり大津島巡航の借入金の返済に充てられるが、本市補助金の財源である県補助金は前年度末には内示がされており、年度当初に交付手続きをすることで本市補助金の交付時期を早め、支払利息の削減につなげられないか検討されたい。

5 まとめ

大津島巡航は本土と大津島を結ぶ唯一の公共交通機関であり、島民の生活基盤を支える重要な役割を担っているが、運賃収入だけでは航路を維持できないことから、国、県、市の補助金による支援を受けて経営されている。そのため、常に効率的な経営が求められており、令和 2 年度までの 5 年間で計画期間とする「第 2 次大津島～徳山航路改善計画」を策定し、交流人口・観光人口の拡大、徹底した支出の削減や安全で快適な航路環境の提供という基本方針を掲げ、これを実現するための具体的な施策に取り組まれている。

また、本市においても、平成 31 年 3 月に「第 2 次大津島～徳山航路改善計画」に沿った内容の「大津島巡航株式会社 第三セクター等経営健全化方針」（以下「大津島巡航経営健全化方針」という。）を策定し、大津島巡航とともに経営改善に取り組まれている。

しかしながら、コロナ禍の影響もあって、第 67 期の運賃収入は 10 年前の第 58 期の 53.3%までに落ち込んでおり、また、保有する 2 隻の船舶は法定耐用年数を経過していることから、老朽化による修繕費の増嵩が見込まれ、船員の確保も難しいことから、今後、経営環境は一層厳しさを増すものと考えられる。

こうしたことを踏まえて、大津島巡航では、本年 3 月に「第 3 次大津島～徳山航路改善計画」を策定され、基本方針に運航体制の見直し、交流人口・観光人口の拡大や安全で快適な航路環境の提供を掲げ、具体的な施策に取り組まれようとしている。今後、本市においても、必要に応じて「大津島巡航経営健全化方針」を改訂されるものと思われるが、引き続き経営改善の取り組み状況を明らかにすることで、財政支援に対する説

明責任を果たされることを期待している。

もとより、大津島巡航だけの取組では運賃の増収は難しいことから、本市が平成 31 年 3 月に策定した「離島の振興を促進するための周南市における産業の振興に関する計画」に掲げる具体的な施策の実施を通じて交流人口の拡大を図るなど、本市と大津島巡航が連携して各種施策に取り組み、運賃の増収につなげるとともに、効率的な経営に努めることで、長期的に安定した航路の維持に寄与されることを望むものである。